

訪問看護ステーションやまと 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、一般財団法人大和松寿会が開設する指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所「訪問看護ステーションやまと」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員等が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある要介護者（要支援者）（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 指定訪問看護事業所の従業者は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者の従業者は、利用者が要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 前4項のほか、事業所は、介護保険法その他の法令「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 訪問看護ステーションやまと
- （2）所在地 京都市中京区三条通高倉東入栴屋町 59 番地 1 フェリーチェおかむら 401 号室

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名 （常勤看護職員と兼務）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護（介護予防訪問看護）サービスが行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- （2）看護職員 2.5名（常勤専従2名、常勤管理者と兼務1名）

保健師又は看護師1名を常勤専従とする。

看護職員は、主治医の指示による訪問看護（介護予防訪問看護）計画に基づき訪問看護（介護予防訪問看護）サービスにあたる。

（営業日及び営業時間等）

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

（1）営業日（サービス提供日） 月曜日～土曜日までとする。

※ただし、ゴールデンウィーク、夏季休暇（不定期）、12月29日から1月3日までを除く。

（2）営業時間（サービス提供時間） 月曜日～土曜日 午前9時00分～午後17時30分

（3）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（サービスの提供方法）

第6条 訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供方法は次のとおりとする。

（1）利用者の主治医が交付した訪問看護指示書により、訪問看護（介護予防訪問看護）計画書を作成し、利用者又はその家族への説明を行い、当該計画書に基づき訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを実施する。

（2）利用者又はその家族から当該事業所に直接依頼があった場合は、利用者の主治医に訪問指示書の交付を求める。

また、利用者に主治医がいない場合は、当該事業所から居宅介護支援事業所、地域包括支援センター地区医師会などの関係機関と調整し対応する。

（3）訪問看護（介護予防訪問看護）報告書を作成し、主治医に提出するとともに適時訪問看護指示書の交付を受ける。

（サービスの内容）

第7条 訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの内容は次のとおりとする。

（1）病状、障害の観察、健康相談（血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備）

（2）日常生活の看護（清拭、洗髪、爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事、排泄介助など）

（3）医師の指示による医療処置（褥瘡などの処置、留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理、相談）

（4）リハビリテーション（関節の運動、筋力低下予防の運動、呼吸リハビリテーション、日常生活での食事、排泄、移動、歩行、言語などの訓練）

（5）認知症の看護（認知症の介護相談、悪化防止、事故防止の助言）

（6）精神的支援をはじめ総合的な看護（家族や介護者の心配、悩み事の相談など）

（7）その他（他のサービス制度の紹介、介護用品の利用相談、住宅改善の相談）

（利用料その他費用の額）

第8条 訪問看護（介護予防訪問看護）サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 第12条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 公共交通機関・タクシーを使用した場合：実費
- (2) 自動車を使用した場合：100 円/km（片道）
- 3 正当な理由がなく訪問看護サービスを当日にキャンセルした場合は、利用者負担額の全額をキャンセル料として徴収する。以下に定めた料金とする。
 - (1) 利用日の前々日までに連絡があった場合は無料
 - (2) 利用日の前日までに連絡があった場合は利用者負担額の 50%の金額
 - (3) 利用日の当日に連絡があった場合は利用者負担額の 100%の金額
- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第 9 条 従業者は、訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じ、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時等における対応方法）

- 第 10 条 利用者に対する訪問看護（介護予防訪問看護）サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者（介護予防にあたっては地域包括支援センター）、市町村及び京都市等に報告するものとする。
- 2 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

- 第 11 条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 12 条 通常の事業の実施地域は、中京区、下京区、上京区、北区（北大路通以南）とする。

（個人情報の保護）

第 13 条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

第 14 条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(衛生管理等)

第 15 条 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次に掲げる処置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止の為の研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待の防止)

第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(従業者の研修等)

第 17 条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

(その他)

第 18 条 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、一般財団法人和松寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、第 15 条第 3 項及び第 16 条を除いて令和 4 年 6 月 10 日から施行する。第 15 条第 3 項及び第 16 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

重 要 事 項 説 明 書

(介護保険)

利用者：_____様

一般財団法人大和松寿会
訪問看護ステーション やまと

訪問看護、介護予防訪問看護 重要事項説明書

＜令和8年 7月1日現在＞

1 事業所及び法人の概要

名称・法人種別	一般財団法人和松寿会
代 表 者 名	理事長 笠松 英子
所在地・連絡先	(所在地) 京都府京都市中京区三条通高倉東入栴屋町 58番地、56番地 (電 話) 075-211-4504 (FAX) 075-211-4505

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション やまと
所在地・連絡先	(所在地) 京都府京都市中京区三条通高倉東入栴屋町 59番地1 フェリーチェおかむら401号室 (電話) 075-366-5018 (FAX) 075-366-5468
事業所番号	2660390325
管理者の氏名	西村 希美

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			
看護職員(看護師)	3	2	1			
看護職員(准看護師)						
理学療法士	2	2				
事務職員等	1	1				

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	ステーションより半径5km以内
------------	-----------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月 ～ 土 午前 9 時 00 分～午後 17 時 30 分
休日	日曜日・ゴールデンウィーク・夏季休暇（不定期） ・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

(5) サービス提供時間

営業日・営業時間帯にかかわらず、24 時間体制を取っておりますので、緊急時などは、時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。（利用料金については、次ページ以降参照して下さい。）

3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等	
1 訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画書を作成します。	
2 訪問看護の提供方法	主治医の指示に基づき、看護師等が利用者のご自宅で具体的な看護・健康相談・指導などの訪問看護又は介護予防訪問看護を提供します。	
3 訪問看護の提供内容	病状・障害の観察、健康相談	血圧・熱・呼吸・脈拍などの測定、病気の観察と助言、食事指導、環境整備
	日常生活の看護	清拭・洗髪・爪切り等による清潔の保持、入浴介助、食事・排泄介助など
	医師の指示による医療処置	褥瘡などの処置、留置カテーテルなどチューブ類の管理、点滴薬剤及び服薬管理・相談
	リハビリテーション	関節の運動、筋力低下予防の運動、呼吸リハビリテーション・日常生活での食事・排泄・移動・歩行・言語などの訓練
	認知症の看護	認知症の介護相談、悪化防止・事故防止の助言
	精神的支援をはじめ総合的な看護	家族や介護者の心配・悩み事の相談など
	その他	他のサービス制度の紹介、介護用品の利用 相談、住宅改善の相談

■ 訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）の作成及び評価等

担当の看護職員等が、主治の医師の指示及び居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画（介護予防訪問看護計画）を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

4 費 用

介護保険の適用がある場合は、利用者様の負担割合（負担割合証に記載）に応じた負担額となります（一定以上の所得がある65歳以上の利用者様は2割若しくは3割）。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】

■訪問看護（地域区分 京都市5等級 1単位：10.70円）

サービス提供時間		サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額 (1割)
看護師 による場合	20分未満	314単位／回	3,359円／日	336円／日
	20分以上 30分未満	471単位／回	5,039円／日	504円／日
	30分以上 1時間未満	823単位／回	8,806円／日	881円／日
	1時間以上 1時間30分未満	1,128単位／回	12,069円／日	1,207円／日
理学療法士 による場合	1日に2回 までの場合	294単位／回	3,145円／日	315円／日

※ 准看護師による訪問は、1回につき90/100

※ 理学療法士による訪問が1日3回以上の場合は1回につき90/100の料金で週6回までとなります。

■訪問看護加算項目

夜間（午後6時から午後10時）・ 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

■介護予防訪問看護

サービス提供時間		サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額
看護師 による 場合	20分未満	303単位	3,242円／日	324円／日
	20分以上 30分未満	451単位	4,825円／日	483円／日
	30分以上 1時間未満	794単位	8,495円／日	850円／日
	1時間以上 1時間30分未満	1,090単位	11,663円／日	1,166円／日
理学療法士 による場合	1日に2回まで の場合	284単位	3,038円／日	304円／日

■訪問看護・介護予防訪問看護加算項目

加算項目		サービス 単位	サービス 利用料金	利用者負担額
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）		600単位	6,420円／月	642円／月
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	30分未満	254単位	2,717円／回	272円／回
	30分以上	402単位	4,301円／回	431円／回
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	30分未満	201単位	2,150円／回	215円／回
	30分以上	317単位	3,391円／回	340円／回
長時間訪問看護加算		300単位	3,210円／回	321円／回
特別管理加算（Ⅰ）		500単位	5,350円／月	535円／回
特別管理加算（Ⅱ）		250単位	2,675円／月	268円／回
ターミナルケア加算（※1）		2,500単位	26,750円	2,675円
初回加算（Ⅰ）		350単位	3,745円／月	375円／月
初回加算（Ⅱ）		300単位	3,210円／月	321円／月
退院時共同指導加算		600単位	6,420円／回	642円／回
看護・介護職員連携強化加算		250単位	2,675円／月	268円／月
看護体制強化加算（Ⅰ）		550単位	5,885円／月	589円／月
看護体制強化加算（Ⅱ）		200単位	2,140円／月	214円／月
看護体制強化加算（介護予防訪問看護）		100単位	1,070円／月	107円／月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		6単位	64円／回	7円／回
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		3単位	32円／回	4円／回
介護職員等処遇改善加算		加算率 1.8% (利用回数、負担割合、他加算の算定状況により変動)		

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

※ターミナルケア加算については、訪問看護に関する加算であり、介護予防訪問看護には適用されません。

■実費の利用料（指定訪問看護にかかる費用に含まれない額）

種 類	内 容	金 額
死後の処置料	希望時にエンゼルケアを行います。	10,000円（税抜）
訪問看護(30分)	医療行為を含む看護全般を行います。	4,000円（税抜）
訪問看護(60分)	医療行為を含む看護全般を行います。	8,000円（税抜）
訪問リハビリ(40分)	リハビリ全般を行います。	5,000円（税抜）
訪問リハビリ(60分)	リハビリ全般を行います。	8,500円（税抜）
数名訪問看護加算(30分未満)	同時に複数名の看護師等が訪問する場合の加算	2,000円（税抜）
複数名訪問看護加算(1時間未満)	同時に複数名の看護師等が訪問する場合の加算	4,000円（税抜）

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

なお、自動車等を使用した場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から利用者様宅までの区間に関し、次の交通費をいただきます。

公共交通機関・タクシーを使用した場合	実費
自動車を使用した場合	範囲外より20円/km（片道）
交通費 有・無	サービス提供1回当たり 円

■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

■キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前々日までに連絡があった場合	無 料
利用日の前日までに連絡があった場合	利用者負担金の50%の金額
利用日の当日に連絡があった場合	利用者負担金の100%の金額

■利用料等のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、以下の方法のいずれかにてお支払い下さい。入金確認後、領収証を発行します。

口座振替をご希望の方	27日に口座振替をいたします。27日が休日・祝日の場合は、翌営業日の振替となります。
振込をご希望の方	27日までに下記口座にお振込みいただきます。 【振込口座】 京都銀行 三条支店 普通預金口座（口座番号 5145376） 口座名義 一般財団法人大和松寿会

5 事業所の特色等

（１）事業の目的

人員及び運営管理に関する事項を定め、看護職員及びその他の従事者が、病気や怪我等により居宅において継続して療養を受ける状態にあり、主治の医師が、治療の必要の程度

につき指定訪問看護もしくは指定介護予防訪問看護の必要性を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

1 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定訪問看護事業所の従業者は、利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

3 指定介護予防訪問看護事業所の従業者は、利用者が要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成 24 年京都府条例第 27 号）及び「介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成 24 年京都府条例第 28 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 西村 希美 受付時間 9:00～17:30 連絡先 電話 075-366-5018 FAX 075-366-5468 面接（当事業所 4 階相談室）
健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 （中京区）電話番号：075-812-2566 （下京区）電話番号：075-371-7228 （上京区）電話番号：075-441-5106 （北区）電話番号：075-432-1364
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00 電話番号：075-354-9090 FAX番号：075-354-9055

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- ・苦情があった場合には、責任者がお客様に連絡を取り、事情確認し直接訪問するなどし、謝罪する。
- ・事情により討議するなどし、翌日までには具体的な改善策を提示する。
- ・クレーム発生と同時に関係機関及び本部へ報告する。
 - ・クレーム内容及び対応策を報告書にまとめ保管する。
- ・苦情の内容によっては本部対応とする。
- ・苦情内容及び対応策を本部、責任者、看護職員と共有し再発防止を図り、サービスの質を向上させる。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び京都市に報告を行います。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

■緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	()
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院（診療所）名	
	所在地	
	氏 名	
	電話番号	

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、訪問看護（介護予防訪問看護）のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事 業 者 所 在 地 京都府京都市中京区三条通高倉東入栴屋町 59 番地 1
 フェリーチェおかむら 401 号室
 事業者（法人）名 一般財団法人大和松寿会
 事業所名 訪問看護ステーション やまと
 事業所番号 2 6 6 0 3 9 0 3 2 5
 代表者名 理事長 笠松 英子

説 明 者 職 名 看護師
 氏 名 西村 希美

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容に同意の上、本書面を受領しました。

令和 年 月 日

利用者本人 住 所
 氏 名

（署名・法定）代理人 住 所
 （続柄） 氏 名